

学 生 寮 寮 則

秋 田 県 育 英 会

公益財団法人秋田県育英会学生寮管理運営規程（以下、管理運営規程という。）に基づき、この寮則を定める。

第 1 章 総 則

第 1 条（目的）

本則は、寮生が学生としての誇りと良識により、自らの責任において寮の生活を営むことを目的とする。

第 2 章 寮 生 活

第 2 条（遵守事項）

寮生は、寮則及び管理者の指示に従い、規律ある共同生活を行わなければならない。

第 3 条（在寮期間）

在寮期間は、原則として正規の最短修業年限とする。

第 4 条（寮室への立ち入り）

管理者は下記の場合、寮室に立ち入ることができる。

1. 緊急のとき
2. 巡回点検等、寮施設の維持や環境整備のため必要なとき
3. その他、管理者が必要なとき

第 5 条（提出書類）

寮生は、毎年管理者が定める期日までに在学証明書を管理者に提出しなければならない。

第 6 条（居室の整理）

寮生は、常に居室及び寮内外の環境整備に努め、清潔を保たなければならない。また、共用の施設を私有化してはならない。

第 7 条（寮費の納入）

1. 当月寮費及び前月食費等は毎月 19 日までに納めること。ただし、その日が休日のときはその翌日とする。
2. この納入期日については長期休暇中も同じとする。
3. 正当な理由なくして、前項の規定に違反し延滞した場合は、翌日から 5 日間の猶予期間をおき、それを過ぎてもなお未納の場合は保護者に督促する。

第 8 条（食事）

食事の申込は事前の定められた期日までに食事表に記入するものとする。

第9条（持物の制限）

1. 自転車は一人一台とする。なお、寮構内（寮私道含む）に自動車及びバイク等を持ち込んで서는ならない。
2. テレビ、ラジカセ等は各部屋一台とし、使用にあたっては、極力音響の拡大を防ぐこと。午後10時以降はヘッドホーンかイヤホーンを使用し、他に迷惑を掛けないこと。
3. 管理者の許可なく暖房器具を持ち込んで서는ならない。
4. 電熱器、カセットコンロ等の調理器は持ち込まない。
5. 電気冷蔵庫は小型の物を一個とする。
6. 寮室個有の備品を他の寮室に移動して서는ならない。
7. その他

第10条（服装等）

寮生は、容姿、服装に注意し、学生としてふさわしいものとしなければならない。

第11条（仮退寮）

1. 留学、病気その他の特別な事情のある場合は、管理者の承認を得て仮退寮することができる。仮退寮の期間は一ヶ月以上一年以内とし、その期間は在寮期間に加算しない。仮退寮期間中は原則として寮費の半額を徴収する。
2. 仮退寮者が復寮しようとする場合は、予め復寮願及び管理者が指定する証明書を提出し、管理者の許可を得なければならない。

第12条（退寮）

1. 退寮を希望する者は、一ヶ月前に管理者にその旨を届け出なければならない。
2. 処分を受けて退寮する者は、管理者が定めた期日までに寮を立退かなければならない。

第13条（外泊）

1. 帰省、旅行、外泊その他の理由で寮を一泊以上不在にするときは、事前及び帰寮の際は、直ちに管理者に届け出なければならない。
2. 外国旅行は、事前に旅程表を提出すること。

第14条（門限）

本寮の門限は原則として午後11時とする。

第15条（寮施設の利用制限）

本寮の施設は、寮生又は寮管理上必要な職員、従業員又は特に管理者の許可を得た者の外は、これを利用することはできない。

第16条（外来者の宿泊、入室）

1. 外来者の宿泊は、これを認めない。但し、特別な事情により管理者の許可を得た場合には、この限りではない。
2. 外来者の寮室への入室は、管理者の許可を得た者に限る。

第17条（寮備品の使用）

1. 寮備品を使用する場合は、管理者に届け出て許可を得なければならない。
2. 故意又は過失により寮の施設、物品を紛失、破損又は汚染した場合は、原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

第18条（部屋替え）

部屋替えは管理者と寮生との協議により行うことができる。

第19条（順法等）

1. 不法行為及び反社会的行動は、これを禁止する。
2. 法に基づく防火訓練、避難訓練等には、真にやむを得ない事情がある場合を除き、参加しなければならない。

第20条（政治活動等の禁止）

寮内において、特定の政党または宗教団体のための政治活動、布教行為はこれをしてはならない。

第21条（斡旋販売の禁止）

寮内において斡旋販売をしてはならない。

第3章 退寮処分

第22条（処分事項）

下記の者は退寮とする。

1. 三ヶ月以上寮費、食費の納入を怠った者
2. 風紀を乱す行為のあった者
3. 共同生活の秩序を著しく乱す行為のあった者
4. 疾病その他により保健衛生上共同生活に適さないと認められた者
5. 退学処分を受けた者
6. 管理者の指示に従わない者
7. その他学生としての本分に反する行為または学生寮の管理運営上著しく支障をきたす行為のあった者

第4章 自治会

第23条（自治会）

寮生は管理運営規程第17条の規程により、管理者の承認を得て、自治組織を作ることができる。

第5章 寮費会計

第24条（寮費会計）

1. 寮費の出納事務は、管理者が行う。
2. 理事長は、寮費会計（自治会計を除く）について監査を行う。

第6章 改正

第25条（本則の改正）

本則の改正は管理者の進達により、理事長が行う。

第7章 細則

第26条（細則）

本則の施行に関する細則は、管理者が別にこれを定める。

附則

1. この寮則は、平成15年4月1日から施行する。
2. 従前の寮則は、廃止する。

附則

1. この寮則は、令和2年4月1日から施行する。
2. 従前の寮則は、廃止する。

<参 考>

財団法人 秋田県育英会学生寮管理運営規程（抜粋）
（財団法人 秋田県育英会寄付行為第32条の規程に基づく規程）

（退寮処分）

- 第13条 寮生が次の各号の一に該当するときは、管理者は退寮を命ずることができる。
1. 3ヶ月以上寮費、食費の納入を怠ったとき
 2. 風紀を乱す行為のあったとき
 3. 共同生活の秩序を著しく乱す行為のあったとき
 4. 疾病その他により保健衛生上共同生活に適さないと認められたとき
 5. 退学処分を受けたとき
 6. その他学生としての本分に反する行為または学生寮の管理運営上著しく支障をきたす行為のあったとき

（寮生の自治）

- 第17条 学生は、学生寮における日常生活上の具体的な問題を共同して規律するために、管理者の承認を得て規約を作成し、自治組織を作ることができる。規約を改正しようとするときも同様である。

（細 則）

- 第18条 この規程を実施するために必要な事項は、理事長が定める。